

## 特許・実用新案とは

### <特許・実用新案制度>

特許法第1条には、「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする」とあります。

発明や考案は、目に見えない思想、アイデアなので、家や車のような有体物のように、目に見える形でだれかがそれを占有し、支配できるというものではありません。したがって、制度により適切に保護がなされなければ、発明者は、自分の発明を他人に盗まれないように、秘密にしておこうとします。しかしそれでは、発明者自身もそれを有効に利用することができないばかりでなく、他の人が同じものを発明しようとして無駄な研究、投資をすることとなってしまいます。そこで、特許制度は、こういったことが起こらぬよう、発明者には一定期間、一定の条件のもとに特許権という独占的な権利を与えて発明の保護を図る一方、その発明を公開して利用を図ることにより新しい技術を人類共通の財産としていくことを定めて、これにより技術の進歩を促進し、産業の発達に寄与しようというものです。

なお、実用新案制度については、保護の対象が「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限られる点で特許制度での保護の対象と異なる(例えば、方法は実用新案登録の対象とはなりません)ものの、その目的とするところは同様です。実用新案の出願があったときは、その実用新案の出願が必要事項の不記載などにより無効にされた場合を除き、実用新案権の設定の登録をします。

### <実用新案法の保護対象>

実用新案法第2条、第3条に規定される考案、すなわち、自然法則を利用した技術的思想の創作であって、物品の形状、構造又は組合せに係るものを保護の対象とし

ます。したがって、物品の形状等に係るものですから、方法に係るものは対象となりません。また、特許法の保護対象とは異なり、技術的思想の創作のうち高度のものであることを必要としません。

## 実用新案権を取るための手続

---

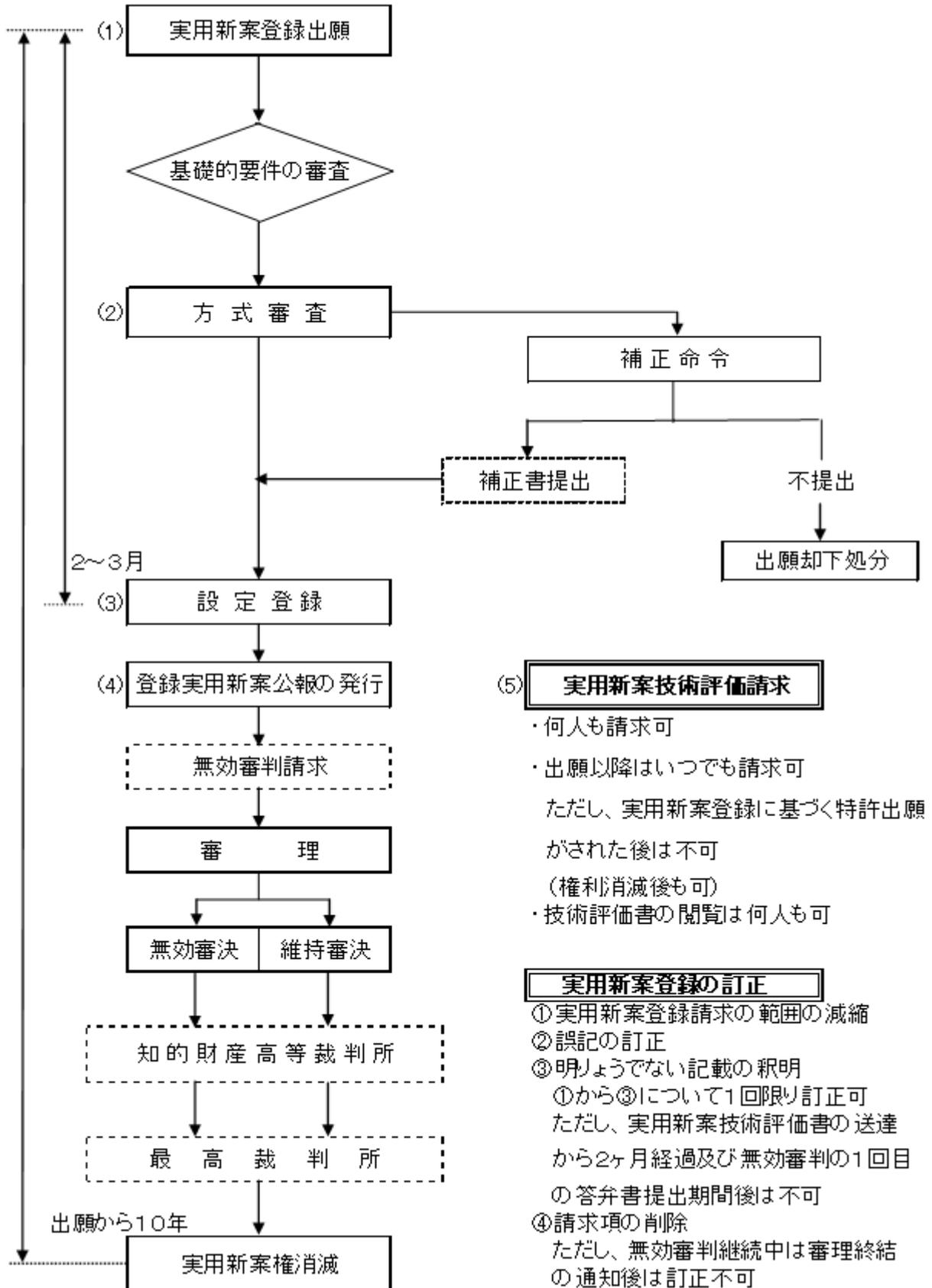
近年における技術革新の進展及び加速化を背景として、実用新案登録出願には、出願後極めて早期に実施が開始されるものが多く、また、製品のライフサイクルも短縮化する傾向にあり、このような技術に対する早期権利保護を求めるニーズが顕著となっています。

このような早期権利保護のニーズに対応するため、新規性、進歩性等の実体審査を行わず、登録を受けるために必要とされる一定の要件(基礎的要件といえます)を満たしていることのみを判断して権利付与を行うという、早期登録制度を採用する改正が行われました(平成 6 年 1 月 1 日施行)。

又、平成 16 年には実用新案登録制度の見直しを行い、実用新案権の存続期間が出願から 10 年に延長されました(平成 17 年 4 月 1 日施行)。

以下に、出願から登録までの流れをフロー図で示します。

## 実用新案権を取るための手続



- (1)出願
  - 特許出願については、図面の添付は必ずしも必要ではありませんが、実用新案登録出願にあつては、全ての出願について必要です。
  - 出願するには法令で規程された[所定の書類](#)を特許庁へ提出する必要があります。
  - また、出願時に第1年から第3年分の登録料を納付する必要があります。
- (2)審査
  - 特許出願の場合のように出願審査請求制度はありません。
  - また、実体審査(新規性、進歩性等)を経ることなく、従来の方式審査に加え、以下にあげる基礎的要件のみが審査されます。
    - 1 物品の形状、構造又は組合わせに係る考案であること
    - 2 公序良俗に反しないこと
    - 3 請求項の記載様式及び出願の単一性を満たしていること
    - 4 細書若しくは図面に必要な事項が記載されており、その記載が著しく不明確でないこと
  - なお、方式上の要件又は基礎的要件を満たしていない場合は、補正命令が出され、これに対する応答がない場合には、その出願に係る手続は却下となります。
- (3)設定登録
  - 方式上の要件及び基礎的要件を満たした出願は、実体審査を経ずに実用新案権の設定登録がなされます。
  - ただし、既に述べましたように、第1年から第3年分の登録料を出願と同時に納付しておく必要があります。

- (4) 実用新案公報発行
  - 実用新案権の設定登録があったときは、その考案の内容を公報に掲載して発行し、ここではじめて公開されることとなります。
- (5) 技術評価書の請求
  - 実用新案技術評価書は、設定登録された登録実用新案の権利の有効性についての客観的な判断材料となるものであって、審査官が先行技術文献の調査を行って作成するものであり、出願後はいつでも、誰でも請求することができます。
  - なお、実用新案権は実体審査を経ずに登録される権利であるため、出願に当たっては、十分に先行技術の調査を行い、その結果を踏まえた上で出願を行うか否かを決定することが重要です。



## 改正実用新案制度の概要

平成17年4月1日に施行される改正実用新案法により、実用新案制度の魅力が以下のとおり大幅に向上します。

1. 実用新案権の存続期間の延長
2. 実用新案登録料の低減
3. 実用新案権の訂正の許容範囲の拡大
4. 実用新案権に基づく特許出願の可能化

また、実用新案技術評価書についても、所要の改善が図られました。

このことにより、模倣品対策等、早期権利設定が必要なケースについて、より有効に機能することが期待されますので、特許制度とともに改正実用新案制度をご利用下さい。

**特許庁**

**実用新案権の存続期間が、これまでの「出願から6年」から「出願から10年」に延長されます。**

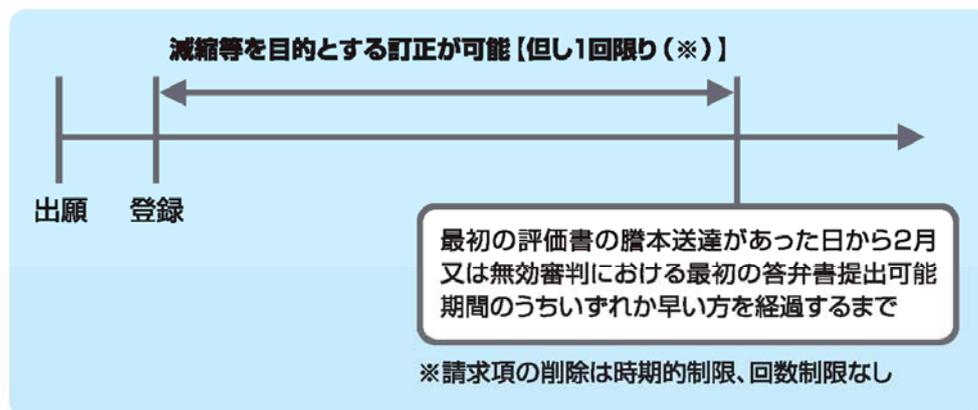
**実用新案権の登録料が下記のとおり変更され、1～6年までの登録料が引き下げられます。**

実用新案登録料

	改正前		改正後	
	基本部分	請求項毎	基本部分	請求項毎
1～3年目の各年	7,600円	700円	2,100円	100円
4～6年目の各年	15,100円	1,400円	6,100円	300円
7～10年目の各年			18,100円	900円

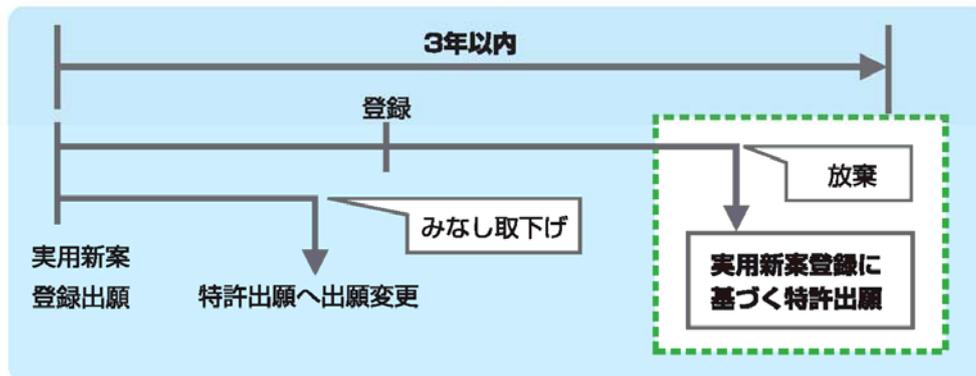
**実用新案権の訂正が行いやすくなります。**

実用新案権の訂正については、これまで請求項の削除のみが認められていましたが、今般の改正により、①実用新案登録請求の範囲の減縮、②誤記の訂正、③明りょうでない記載の釈明を目的とする訂正を一回に限り行えるようになります。

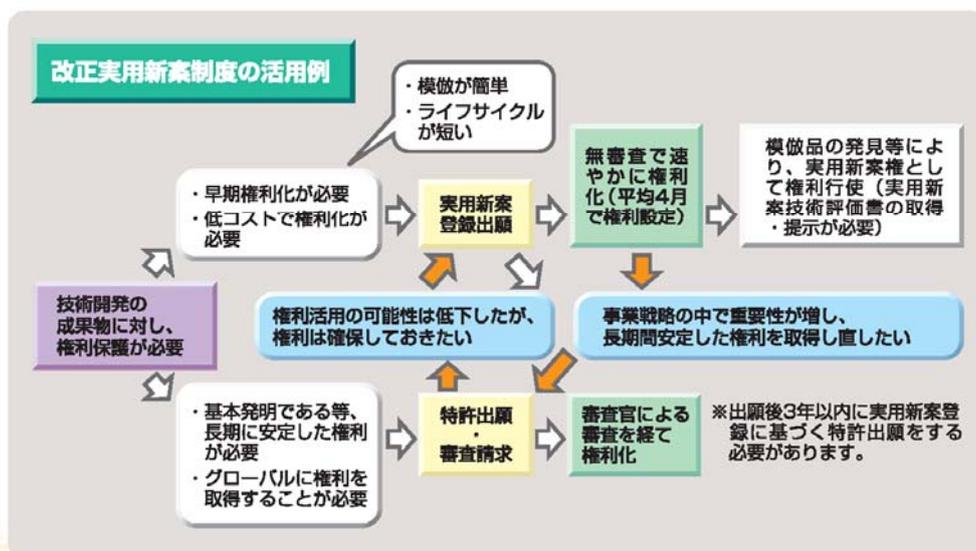


これにより、権利者が自ら実用新案技術評価書の評価結果を吟味して、実用新案権に、無効理由が含まれていると判断した場合等に、実用新案登録請求の範囲の減縮等の訂正を行って、訂正後の実用新案権について、再度、実用新案技術評価書を取得することが可能になります。

**実用新案権として設定登録された後も、実用新案登録出願から3年以内であれば、実用新案登録に基づいて特許出願を行うことが可能となります。**



- ※1 出願人又は実用新案権者による評価請求があった場合、また、他人による評価請求があり、他人から評価請求があった旨の最初の通知から30日を経過したあとは実用新案登録に基づく特許出願を行うことはできません。また、実用新案登録に無効審判請求があった場合、最初の答弁書提出可能期間を経過したあとも実用新案登録に基づく特許出願を行うことはできません。
- ※2 実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にある場合、新たな特許出願は、もとの実用新案登録出願の出願時に出願されたものと扱われます。



## ● 実用新案技術評価書がより分かり易くなりました。 (平成16年7月28日より実施)

実用新案技術評価書は、権利の有効性を判断する材料として、審査官が出願された考案の先行技術文献に基づいた新規性、進歩性などに関する評価を行い、請求した方に通知するものです。平成16年7月28日より、新規性等が欠如しているという評価をする際に、そのように評価した理由の説明を記載すること等により、実用新案技術評価書をより分かり易いものとなりました。

### ● 典型的な記載例 ([http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_tokkyo/shinsa/jituyoushinan\\_kaitel.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shinsa/jituyoushinan_kaitel.htm)参照)

**実用新案法第12条の規定に基づく実用新案技術評価書**

1. 登録番号	3012345
2. 出願番号	実願2004-092345
3. 出願日	平成16年5月1日
4. 優先日/現出願日	
5. 考案の名称	寝具付きぬいぐるみ (以下1頁省略)

---

**12. 評価**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求項 1及び2</li> <li>・ 評価 1</li> <li>・ 引用文献等 1</li> <li>・ 評価についての説明</li> </ul>	<p>引用文献1の第3頁右下欄第2～5行目には、「本願発明は…特に、子供用の玩具に変形可能で、その際には寝袋の本体が玩具の詰め物となる様に構成された子供用の寝袋に関するものである。」と記載されている。</p> <p>引用文献1に記載されたものにおける「寝袋」は、本願の請求項1及び2に係る考案における「寝具」に相当する。また、引用文献1の図1には、玩具として犬の形状のものが示されており、引用文献1に記載されたものにおける「玩具」は、本願の請求項1及び2に係る考案の「ぬいぐるみ」に相当する。</p> <p>したがって、引用文献1には、「寝具とぬいぐるみを一体化したもの」及び「寝具とぬいぐるみを一体化したものにおいて、寝具をぬいぐるみの中に収納できるように構成したもの」が記載されている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求項 3</li> <li>・ 評価 2</li> <li>・ 引用文献等 1及び2</li> <li>・ 評価についての説明</li> </ul>	<p>引用文献1に記載された考案の認定については、請求項1及び2の評価についての説明のとおりである。</p> <p>引用文献2の第12図には、寝具等を収納する袋において開口部をファスナーで開閉するものが記載されている。</p> <p>引用文献1に記載されたものにおけるボタンと、引用文献2に記載されたものにおけるファスナーとは、同様の機能を有するものである。したがって、引用文献1に記載されたものにおいて、そのボタンをファスナーに置換することは当業者がきわめて容易に想到し得たことである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求項 4</li> <li>・ 評価 6</li> <li>・ 引用文献等 1、2及び3 (一般的技術水準を示す参考文献)</li> </ul>	<p>したがって、引用文献1には、「寝具とぬいぐるみを一体化したもの」及び「寝具とぬいぐるみを一体化したものにおいて、寝具をぬいぐるみの中に収納できるように構成したもの」が記載されている。</p>

**【評価1】** この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、新規性が無い(実用新案法第3条第1項第3号)。

**【評価2】** この請求項に係る考案は、引用文献の記載からみて、進歩性が無い(実用新案法第3条第2項)。

今回の改正により、評価の結果がより詳細に説明されることになりました!

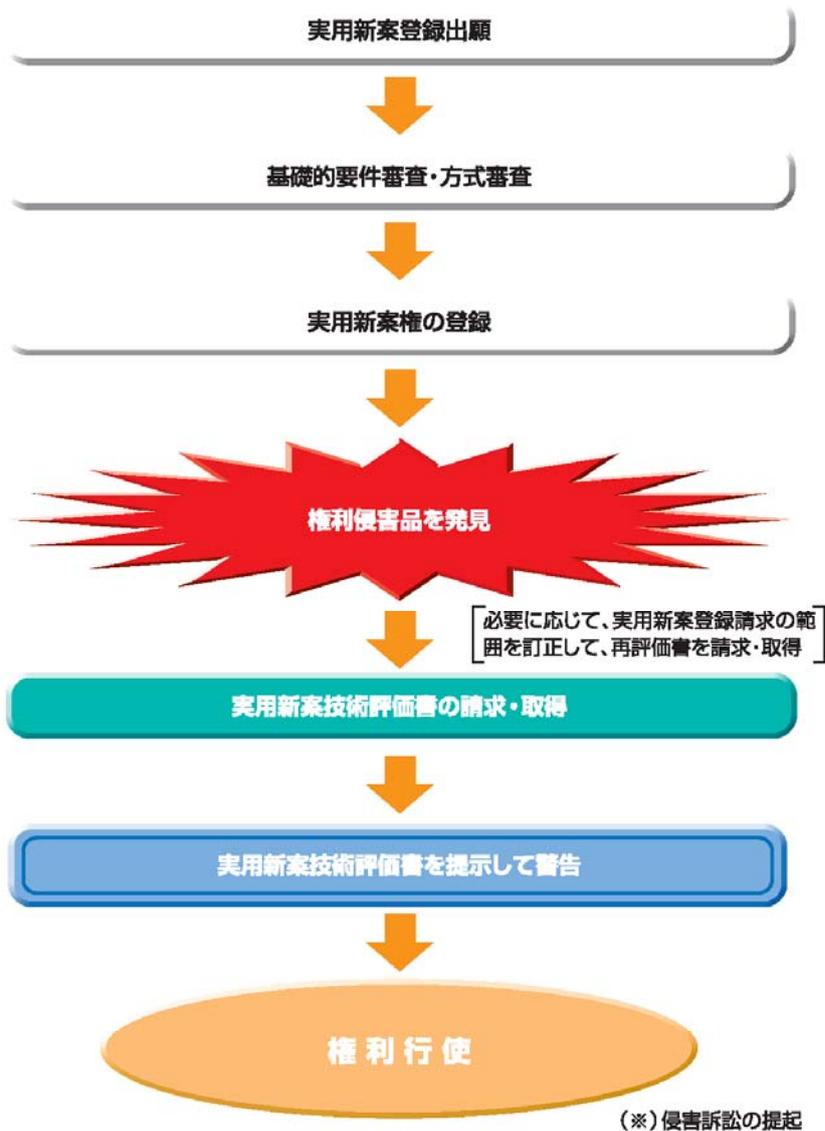
**【評価6】** 新規性等を否定する先行技術文献を発見できない

今回の改正により、評価の結果がより詳細に説明されることになりました!

**引用文献等一覧**

1. 特開昭59-54321号公報
2. ○○○編「生活百科(収納編)」(平成3年5月6日発行)○○社
3. 特開昭59-23456号公報

## 実用新案権の取得、権利行使までのフロー



注) 実用新案権の権利行使にあたっては、特許庁が作成する実用新案技術評価書が必要です。

実用新案権に基づき侵害訴訟提起など権利を行使する場合は、特許庁が作成する実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、侵害者等に対して権利を行使することができませんのでご注意ください。